

【屋外広告物許可申請書記載例】

※1

正・副

別記

第1号様式（第1条関係）

屋 外 広 告 物 許 可 申 請 書									
東京都屋外広告物条例第8条第1項			の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。						
※2			令和〇年〇月〇日						
※3 多摩建築指導事務所長 殿			※4						
			申請者 住 所 東京都立川市錦町四丁目 6-3						
			氏 名 多摩建築会社 社長 多摩 建						
			電 話 042-548-2029						
			法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名						
記									
1 表示又は設置の場所		立川市錦町四丁目 6-3							
2 表 示 内 容		多摩建築会社 他							
3 表示又は設置の態様		位置		土地 建築物(屋上・壁面・突出)その他		照明		ネオン管(露出・赤色・その他)点滅 その他	
4 広 告 物 の 規 模		縦(メートル) A		横(メートル) B		面数 C		合計面積(平方メートル) A×B×C	
		①4.0		①4.0		①2		①32.0	
		②2.0		②4.0		②2		②16.0	
5 表 示 期 間		年 月 日から 年 月 日まで							
6	屋外広告物管理者	(1) 住 所		立川市錦町四丁目 XX-XX					
		(2) 氏 名		(株)多摩広告 多摩 太郎					
		(3) 電 話		042-548-2025					
		(4) 資 格		屋外広告士					
7 そ の 他		別紙のとおり							
※ 受 付 欄	都・建築指導事務所		受 付 機 関		納 入 確 認		手 数 料		
							種 別		
							広告塔 (5 平方メートル以下)		
							量		
							その他 の 広 告 物		
							基枚台個張		
						単 価		円	
						金 額		円	
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。									
2 6 の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第 3 条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要な屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第 2 条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。									
3 ※印のある欄は、記入しないでください。									

※ 1 提出部数	正本・副本それぞれ 1 部ずつ、計 2 部をご提出ください。 副本は申請者控えとして許可後に返却いたします。
※ 2 申請の根拠	東京都屋外広告物条例の該当部分を記載 第 8 条：新規の申請 第 15 条：新規の申請（禁止区域） 第 27 条第 1 項：変更の申請 第 27 条第 2 項：継続の申請
※ 3 宛名	東京都許可分：<u>“東京都多摩建築指導事務所長”宛</u> 市町許可分：<u>“各市町長”宛</u>
※ 4 申請者	申請者となれる方は下記のとおりです。 ・広告物の内容と一致する広告主 ・工作物の所有者 (貸し看板業者、オーナー、大規模ショッピングセンターの運営会社等) のいずれかであること。 <u>令和 3 年 4 月 1 日から申請書への押印は必要なくなりました。</u> ただし、押印があっても受け付けます。
1 表示又は設置の場所	広告物を設置する場所を記載
2 表示内容	具体的な内容を記入(例：〇〇銀行) ・表示内容が多数の場合は、「〇〇 他」でも可
3 表示又は設置の態様	該当するものを○で囲む。 位置：土地…自立広告板等 建築物屋上…屋上広告板等 壁面…壁面広告板等 突出…袖看板等 その他 照明：その他…内照式広告等。
4 広告物の規模	広告物が複数基ある場合は、別紙作成可。
5 表示期間	〔新規〕新規申請の場合は原則として<u>記入不要</u>。 ※許可決定日から 2 年間となります。 〔継続〕継続申請の場合は、<u>前回許可期間終了後の翌日から 2 年間</u>
6 屋外広告物管理者	・<u>高さが 4 m を超える</u> 又は <u>表示面積が 10 m² を超える</u> 広告塔・ 板等で必要。資格要件としては、建築士、屋外広告士、電気工事士 等(屋外広告物のしおり P34 参照) ・新規申請時、管理者変更時には<u>資格証明書の添付</u>が必要（建築 士、屋外広告士等の登録証や免許証等） ！注意：都では、「屋外広告物講習会修了者」を管理者資格として は<u>認めていません</u>。

(表)

1 広告物の種類		広告塔 広告板 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾				
2 用途地域等		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種低層 住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専 用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 緑地保全 地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区 域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域				
3	禁止区域に該当する場合	条例第6条第 号	4 第一種低層住居 専用地域又は第二 種低層住居専用地 域の境界線からの 距離	メートル		
5 道路、 鉄道及び 軌道の沿 道等		(1) 道 路	道 路(道路名)の からの距離 メートル 市街化調整区域の内・外			
		(2) 高速道路	高速道路(道路名)の からの距離 メートル			
		(3) 鉄 道	鉄 道(鉄道名)の からの距離 メートル			
		(4) 軌 道	軌 道(軌道名)の からの距離 メートル			
6 表示又は設置の限度		A 建築物の高さ メートル B 広告物の高さの限度($A \times 2 / 3$) メートル C 表示又は設置の限度($A + B$) メートル				
7 一壁面 における 総表示面 積の限度	(1) 壁面面積	平 方 メートル	8 一建築物 における総 表示面積の 限度	(1) 建築物の 壁面面積	平 方 メートル	
	(2) 総表示面 積の限度 ($(1) \times 3 / 10$)	平 方 メートル		(2) 総表示面 積の限度 ($(1) \times 6 / 10$)	平 方 メートル	
	(3) 広告物の 既表示面積	平 方 メートル		(3) 広告物の 既表示面積	平 方 メートル	
	(4) 今回表示 面積	平 方 メートル		(4) 今回表示 面積	平 方 メートル	
9 工作物の確認		年 月 日 第 号				
10 道路占用の許可		年 月 日 第 号				
11 前回許可		年 月 日 第 号 (年 月 日から 年 月 日まで)				
12 設計者	(1) 住 所					
	(2) 氏 名					
	(3) 資 格	()級建築士・()登録 第 号				
	(4) 建築士事務所	()級建築士事務所・()登録 第 号				
13 施工者	(1) 住 所	立川市錦町 4-XX-XX				
	(2) 氏 名	株式会社 多摩広告				
	(3) 屋外広告業登 録番号	令和3年7月5日 第〇〇号				
	(4) 建設業	()許 可 第 号				
	(5) 電気工事業	()登 録 第 号				

1 広告物の種類

該当のものを○で囲む。

2 用途地域等

！ 広告物許可の可否に最も重要な要件です。

該当のものを○で囲む。

・複数の用途地域が敷地内に混在している場合は、該当する用途地域をすべて○で囲んでください。

・複数の地域・地区等に指定されている場合（準住居地域で風致地区であるような場合）は、厳しい方の規制が適用されます。

3 禁止区域に 該当する場合

禁止区域は屋外広告物条例第6条各号(下記)のとおり。

一号	用途地域：第一種・第二種低層住居専用、第一種・第二種中高層住居専用、田園住居地域、特別緑地保全地区
二号	景観地区、準景観地区、旧美観地区、風致地区
三号	保安林のある地域
四号	文化財保護法による指定を受けた地域
五号	歴史的・都市美的価値を有する建造物の周辺地域
六号	古墳・墓地・火葬場・葬儀場・社寺・仏堂・教会の境域
七号	国または地方公共団体の管理する公園・緑地・運動場・動物園・植物園・河川・堤防敷地・橋台敷地
八号	国立公園、国定公園の特別地域、都立自然公園の特別地域
九号	学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の敷地、官公署等の敷地
十号	道路、鉄道、軌道の路線敷地
十一号	前号の路線敷地に接続する地域で知事の定めるもの
十二号	別に知事の定める地域 ※多摩地域では該当無し

禁止区域内(屋外広告物のしおり P2-3 参照)では、
自家用以外禁止、ネオン管使用禁止、屋上・突出禁止、総面積 20㎡以内
等の制限があります。

4 第一種低層住 居専用地域又は 第二種低層住居 専用地域の境界 線からの距離

第一種・第二種低層住居専用地域については、その境界線から 50m 以内に
設置する広告物等は、光源の点滅は禁止。（ただし、地理的要件により展望
できないものは除く。）

※光源の点滅には、デジタルサイネージも含まれます。

5 道路、鉄道及 び軌道の沿道等

道路、鉄道等の路線用地はすべて禁止区域であるが、これらに接続する地域で
屋外広告物を規制する区域は知事の告示により定められています。

→詳細については、屋外広告物のしおり P4-5 参照

6 表示または設 置の限度

屋上広告物の場合記載が必要

・明らかに規格内と判断できる場合は記載不要

→規格の詳細については、屋外広告物のしおり P12-13 参照

7 一壁面における総表示面積の限度	<u>壁面</u>広告物の場合記載が必要 ・明らかに規格内と判断できる場合は記載不要 →規格の詳細については、屋外広告物のしおり P13-14 参照
8 一建築物における総表示面積の限度	近隣商業地域・商業地域内で <u>10mを超える建築物</u>に表示する広告物が対象 ・明らかに規格以内であれば、省略可 →規格の詳細については、屋外広告物のしおり P19 参照
9 工作物の確認	・高さ4mを超える広告物(ポール、広告板、広告塔)の申請時に必要 ・<u>工作物確認済証を添付</u>。※工作物検査済証でも可。 (申請中の場合は申請中と記載し、後日必ず提出。) ・工作物の確認が取れていない場合、条例第19条2項違反(構造・設置の方法が危険な広告物)と見なされる可能性があります。 ・工作物確認申請の所管 9市(立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、小平、日野、国分寺、西東京)及び多摩建築指導事務所建築指導第一・二・三課(9市以外の区域) ※ 民間確認機関でも申請可能
10 道路占用の許可	・<u>道路上に突出している場合は、必ず必要</u> ・<u>道路占用許可書の添付</u>をしてください。 ・道路上に突出する場合は、出幅、上下端までの高さ等制限有り →詳細は屋外広告物のしおり P14-15 参照
11 前回許可	継続申請の場合、記入
12 設計者	添付資料は特に必要なし。
13 施工者	・<u>施工を伴う申請の際は記入が必要(新規・変更・継続の一部意匠変更等)</u> ・<u>施工を行った業者の東京都の「屋外広告業登録通知書」の写しを添付。</u> ・屋外広告業登録は必ず東京都の「屋外広告業」登録であること。 (八王子市・他府県での登録証や通知書等では受け付けられません。)